

教育課程特例校における特別の教育課程に基づく教育の編成の方針等

1 特別の教育課程の概要

自分の思いや考えを英語で表現するとともに、ふるさと金沢の歴史や文化を英語で世界に発信できるコミュニケーション能力の育成を目指し、小学校第3・4学年については外国語活動に替えて、第5・6学年については外国語科に替えて「英語科」を設置し、小学校第3～6学年において15分の短時間学習を週1回以上設定することで、年間12単位時間を国の標準授業時数に加えて確保し、本市独自教材「Sounds Good! KANAZAWA」を活用した発展的な学習を行う。

2 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する理由

金沢市では、平成8年度より「世界都市金沢構想」を背景に、地域人材を導入した小学校英語活動に着手し、平成16年度からは「世界都市金沢小中一貫英語教育特区」として、また、平成21年度からは、教育課程特例校として、小学校第3学年以上に英語科を設置し、小学校での学びを中学校へとつなぐ9年間を通した独自の英語教育カリキュラムと教材を活用して、特別の教育課程による英語教育を継続して実施してきた。

本市においては、北陸新幹線の開業やクルーズ船の寄港数の増加に伴い、海外も含め多くの観光客が訪れている。子供たちが世界の人々と英語を使って積極的な交流をしていく中で、金沢の魅力を広く世界に発信し、国際社会でも活躍できるよう、これまで進めてきた「金沢市小中一貫英語教育」を継続するため、特別の教育課程を編成する必要がある。

3 適用開始日

令和5年4月1日